

令和 3 年 6 月 3 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課

一般廃棄物処理の業務継続に係る  
新型コロナウイルスワクチンへの対応について（事務連絡）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

現在、医療従事者等や高齢者への新型コロナウイルスワクチンの接種が進んでおりますが、加えて、職域接種についても検討が進められているところです。一般廃棄物処理が、安定的に業務を継続する必要がある社会的に重要な業務であることに鑑み、一般廃棄物処理の統括的処理責任を有する市町村におかれては、市町村が行うワクチン接種の妨げとならない範囲で、一般廃棄物処理の業務に携わる方のうち、希望される方が円滑にワクチンを接種できるよう、貴管内市町村のご協力、ご尽力をお願いいたします。具体的には、職域接種に関して連絡調整をすることや、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3版）」<sup>1</sup>（P.72）において、ワクチンの余剰が発生した場合に地方公共団体において柔軟な対応を検討するよう示されているとおり、接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンを例えば一般廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者へ接種することの検討について関係部署と調整をすること等が考えられます。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものですので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添えます。

また、別添参考資料のとおり、ワクチンの集団接種会場において、誤った方法で廃棄されたため、使用済みの注射針が一般廃棄物の処理に携わる方に刺さるという事故が発生しました。今後、各業界における職域接種や集団接種が増加することが見込まれますので、当会場で発生する廃棄物の処理先の確保、医療従事者等による分別、廃棄の手順、廃棄物の適切な保管場所等の再徹底等について関係部署と連携し、ワクチンの接種場所における廃棄物の適正処理に留意いただくことを貴管内市町村に周知をお願いいたします。

---

<sup>1</sup> <https://www.mhlw.go.jp/content/000786660.pdf>

【連絡先】環境省 環境再生・資源循環局  
廃棄物適正処理推進課 伊藤、岡田、永嶋

TEL: 03-5501-3154 (直通)

E-Mail: [hairi-haitai@env.go.jp](mailto:hairi-haitai@env.go.jp)